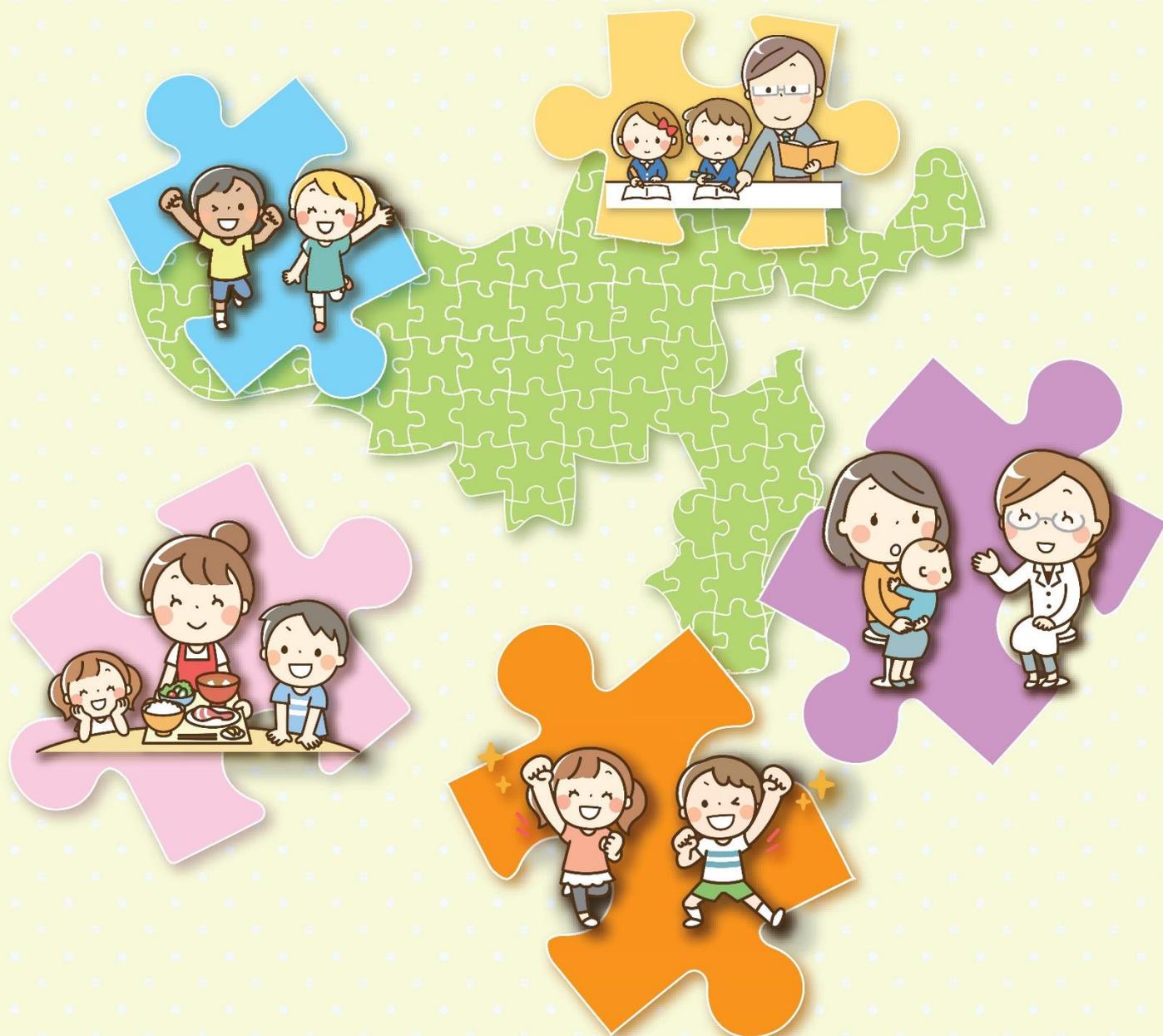


第二期奈良市 子どもの豊かな未来応援プラン (奈良市子どもの貧困対策計画)



令和4年3月
奈良市

1 計画策定の趣旨

本市では、「すべての子どもが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望を持って成長していけるような、子どもにやさしいまち」の実現に向けて、第一期計画における取組を継承しつつ「第二期奈良市子どもの豊かな未来応援プラン（奈良市子どもの貧困対策計画）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に基づくものであるとともに、「奈良市第5次総合計画」及び「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」を上位計画としています。また、計画の推進にあたっては、関連する本市の各分野の計画との連携・整合性を十分に考慮しつつ、柔軟に施策を展開します。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。また、法律・大綱の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

4 基本理念

本計画では、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例(平成26年12月25日条例第51号)に基づく基本理念である「すべての子どもが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望を持って成長することができるような、子どもにやさしいまち」を受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、教育の機会均等や必要な環境整備等を図り、すべての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

また、「子どもの貧困」については、経済的貧困のみではなく、社会的・文化的な環境が十分ではない状況におかれていることが多く、複雑な課題を子どもも保護者も抱えています。

そのため、子どもの貧困対策推進施策として、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の基本理念を踏襲し、本計画では「関係機関と連携した支援の整備」と「施策の継続的な取り組み」「ひとり親家庭への支援」の3つの観点から、施策を実施します。

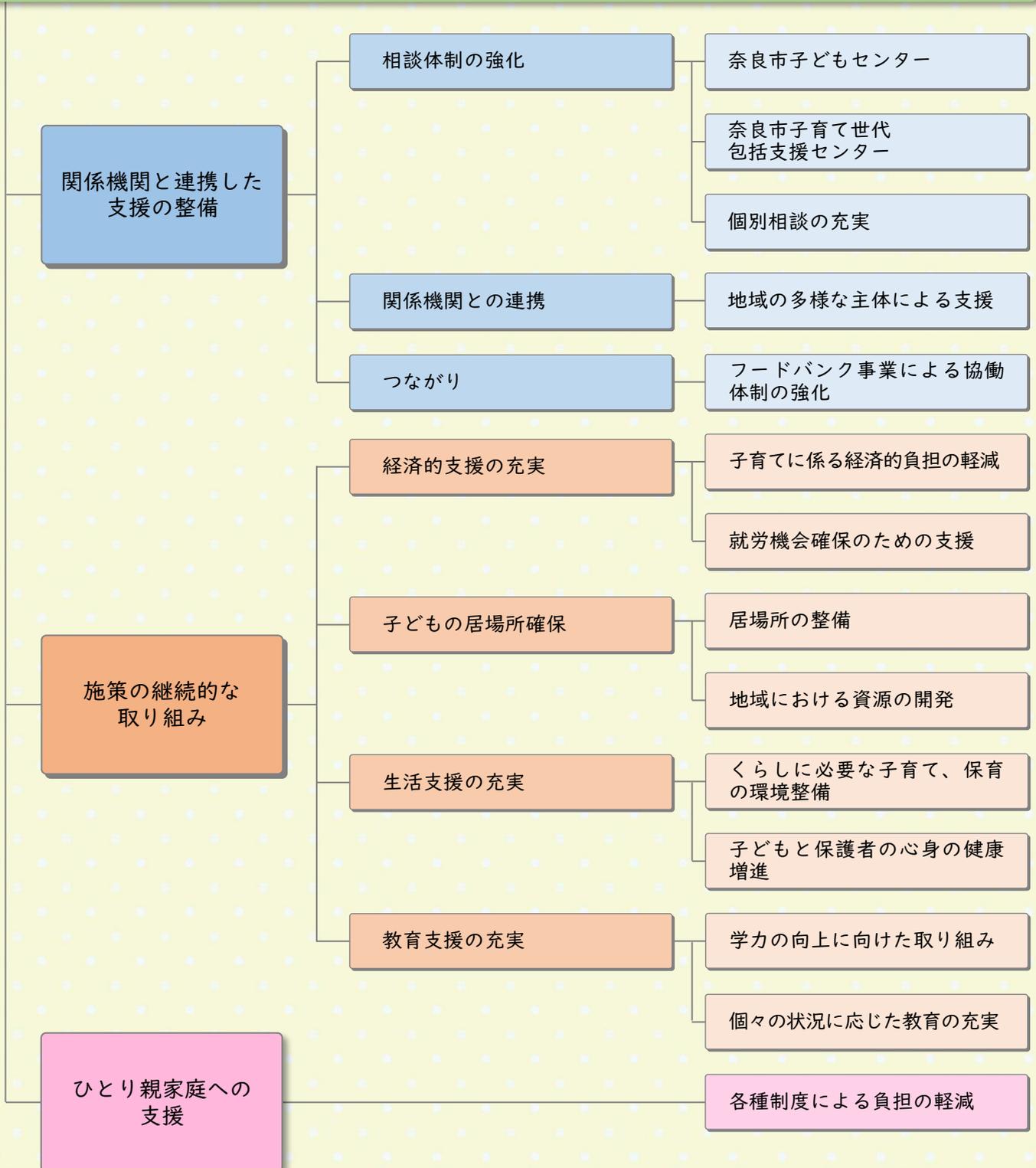
【基本理念】

すべての子どもが今を幸せに生きることができ、
将来に夢と希望を持って成長することができるような、
子どもにやさしいまち

5 施策体系の関係

[基本理念]

すべての子どもが今を幸せに生きることができ、
将来に夢と希望を持って成長することができるような、
子どもにやさしいまち



6 個別施策一覧

① 経済的支援の充実

- 各種手当や医療費助成、就学援助等の各種支援を活用し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。
- 就労収入により生活の安定を図るため、就労相談や資格取得等の就労支援の充実を図り、就労機会確保のための支援を行います。

【主な施策】

事業名	事業内容	担当課
児童手当	0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子どもを養育している方に手当を支給します。	子ども育成課
子ども医療費助成	健康保険に加入している0歳から15歳になった後の最初の3月31日までの子どもを対象に医療費の一部を助成します。	子ども育成課
幼児教育・保育無償化	0～2歳児の住民税非課税世帯等と3～5歳児の子育て世帯に対し、保育料等を一定額まで無償とします。	保育所・幼稚園課
就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる小・中学生の保護者に対し、学校教育法第19条に基づき学用品費・給食費等必要な援助を行い、全ての学齢児童生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	教育総務課
生活困窮者支援	生活困窮者等自立支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業の推進を図ります。 また、自立相談支援事業の周知を図り、関係各所との連携を密にして、支援対象者の状況に応じた就労支援を実施することにより、生活困窮者及び生活保護受給者の生活の安定、就労による自立を促進します。	福祉政策課



② 子どもの居場所確保

- 子どもの健やかな成長のために、子どもの居場所の確保を図ります。
- 地域子育て支援拠点等の公の施設だけでなく、居場所の整備、地域における資源の開発などを行います。

【主な施策】

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業	保護者等が昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的に、授業の終了した放課後及び春・夏・冬休みや土曜日等の学校休業日に家庭に代わる生活の場として、適切な遊びや生活の支援を行います。	地域教育課
放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校の余裕教室等を活用し、各小学校運営委員会が中心となって、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	地域教育課
児童館	子どもに遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として運営するとともに、地域の子育て支援拠点として、子育て親子を対象とした交流・相談・情報提供、その他の援助を行う子育て広場を実施し、地域における子育て支援の充実を目指します。	子ども育成課
地域子育て支援拠点事業	子育て親子が気軽に、かつ自由に交流できる場の提供、育児相談等を実施し、全ての子育て家庭を地域で支える取組を行います。	子ども育成課
公民館	子育て支援関連の主催事業を実施し、育児・子育て中の親子の交流の場や保護者同士の交流・情報交換の場を提供します。また、子育て支援の情報を広く発信します。	地域教育課



③ 生活支援の充実

- 子育て世帯の暮らしに必要な子育て、保育の環境を整備します。
- 子どもと保護者の心身の健康増進に努めるとともに、子育て世帯の様々な悩みに寄り添った相談支援体制の充実を図ります。

【主な施策】

事業名	事業内容	担当課
保育事業	保護者の就労または疾病などにより、家庭で保育できない就学前の子どもを特定教育・保育施設等にて預かり、保護者に代わって保育を行います。	保育総務課 保育所・幼稚園課
一時預かり	家庭での保育が一時的に困難となる場合や、育児に伴う身体的・心理的負担の軽減のため、児童を保育所等で預かります。	保育所・幼稚園課
子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で児童を預かります。	子育て相談課
ファミリーサポートセンター事業	育児の「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が、依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、地域の中で子育ての相互援助活動を行います。	子ども育成課

④ 教育支援の充実

- 子どもたちが家庭環境等に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし夢に挑戦できるよう学力の向上に向けた取組を進めます。
- 学校や地域と連携し、多様な状況にある子どもたちに対し、個々の状況に応じた教育の充実、生きる力をはぐくむための機会の提供を進めていきます。

【主な施策】

事業名	事業内容	担当課
学校サポート事業	教員志望の大学生が学校の教育活動へのサポートにあたります。	学校教育課
学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもが安心できる居場所を設置し、自立に向けた生活習慣や基礎的学力・学習習慣を身に付けるための学習支援を実施します。	子ども育成課
地域で決める学校予算事業	各中学校区地域教育協議会が学校園と連携・協働しながら子どもを育てる体制をつくり、子どもたちの教育活動の充実と地域教育力の再生、地域コミュニティの活性化を図ります。	地域教育課

【特に配慮を要する子どもへの支援】

事業名	事業内容	担当課
特別支援教育に関する支援の充実	特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。	教育総務課
外国人の児童生徒への支援	「帰国・外国人児童生徒及び外国にルーツをもつ児童生徒」に対する日本語指導の取組を進めています。	学校教育課

7 ひとり親家庭への施策の展開

ひとり親世帯の相対的貧困層の割合は 56.1%と依然として高いことが今回のアンケートより明らかになったことから、ひとり親世帯に対する支援の充実を図ります。

【主な施策】

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当	児童の健全育成を目的とし、父または母と生計を同じくしていない児童や父または母が重度の障害の状態にある児童を養育している母または父（または、母または父に代わってその児童を養育している者）に手当を支給します。	子ども育成課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の疾病の早期発見と治療を促進し、経済的な負担を支援することを目的として、健康保険に加入しているひとり親家庭などの 18 歳未満の児童とその父または母などを対象に医療費の一部を助成します。	子ども育成課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職するために有利な教育訓練講座を受講する場合、受講料の一部を給付します。	子ども育成課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が、対象資格の取得を目指して養成機関で修業する場合に、受講期間の一定期間について訓練促進給付金等を給付します。	子ども育成課
母子家庭等就業・自立支援センター	奈良県と共同で母子家庭等就業・自立支援センターを運営し、母子家庭の母等の就業による自立を支援します。	子ども育成課
養育費等支援事業	養育費等相談を実施し、離婚や別居に伴う子どものための養育費等について専門相談員が相談に応じます。また、弁護士による法律相談を実施し、養育費等相談とあわせてひとり親家庭等の養育費確保を支援します。	子ども育成課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が技能習得のための通学や修得活動等自立促進に必要な事由または疾病などの理由により、一時的な生活援助、保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員が食事や身の回りの世話をを行います。	子ども育成課



8 総合相談

子育てについて困りごとがあり、どこに相談したらよいか悩んでいる方



奈良市子ども家庭総合支援拠点（子どもセンター内）

- ・子育て家庭に関わる相談について総合的に受付
- ・必要とする支援を見つけ、関係機関との連携を図る



第二期奈良市子どもの豊かな未来応援プラン（奈良市子どもの貧困対策計画）（概要版）

令和4（2022）年3月

発行 奈良市子ども未来部子ども育成課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0742-34-5042